

日本データ復旧協会会則

制定：平成22年2月1日

改定：平成24年7月6日

第1章 総則

第1条 (目的)

本会は会員各社の技術レベルの向上と、マーケットへの適切なる情報発信により、お客様に安心してデータ復旧サービスをご利用頂ける環境を整備し、データ復旧業界の健全なる発展を図る

第2条 (名称)

本協会の名称は「日本データ復旧協会」とする

第3条 (事務局)

本会の事務局は「東京都港区六本木3丁目1-27 梅原ビル」に置く

第4条 (事業内容)

本会は、その目的達成のため、下記事業を行う

- 1) データ復旧業界に関する適切な情報公開事業
- 2) 会員の技術向上を図るための講習会、研究会などの事業
- 3) 会員相互の親睦と交流を図るための事業
- 4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (協会運営)

本会は次の部会を設置し、協会の運営を行うものとする
各部会長は理事から、選任されるものとする

理事会

活動計画の承認
協会の対外的な発表を承認する
部会の設置、廃止は理事会の決定による
協会規約改廃の承認を行う
予算、決算の承認

常任理事会

理事会での議案決定
新規会員の参加資格の審査を行い、参加の諾否を決定する
協会規約改廃に関する原案の作成
活動計画の策定
予算案、決算案の策定
対外発表案の策定

技術部会

会員各社の技術レベルの向上を目的に運営するものとする
新技術に関しては、特許、ノウハウに関するものを除いて、出来る限り
情報開示を行うものとする

広報部会

協会としての対外的発表業務を担当するものとする
協会各社の発表は各社独自で行うものとする
当部会にて対外発表の原案を作成し、理事会の承認をうるものとする

総務部会

協会の運営に関する庶務的、経理的な業務を担当するものとする

第2章 会員

第6条 (会員の種類)

1. 本会の会員は、正会員と特別会員にて構成する。
 - 1) 正会員はデータ復旧サービスを業務として行っている企業
 - 2) 特別会員はデータ記録媒体或いはデータ記録媒体使用機器の製造、販売、サポートを行っている企業、または本会の目的に賛同し、且つ本会が招請して入会した非営利団体及び個人
2. 特別会員の入会、資格の喪失及び除名の条件、手続等は、本会則に定めるほか理事会において別に定めるものとする。

第7条 (入会規則)

本会の会員になろうとするものは、少なくとも会員3社の推薦を必要とし、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認（理事の3分の2以上の同意）を得なければならない。

- ・会員代表者は、法人又は団体の代表権を有するもの、または法人又は団体内のデータ復旧事業における責任者でなければならない。
- ・会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

本会に参加するためには次の基準を達成していることを条件とする

1. HPにて正しい情報提供を行い、事実と反する事柄を掲載していないこと
2. 顧客に対し常に誠意を持って接し、虚偽による勧誘を行わないこと
3. 顧客に対し復旧の最終意思を確認する場合、その時点で可能な顧客の求める情を提示していること。但し、事前に開示情報を制限し、顧客と合意している場合はこの限りではない。
4. 会員相互の技術レベルの向上を目指し、出来る限りの技術情報を提供すること
5. 会員相互を尊敬し、正常な競争環境の保持に努める意思があること

第8条 (会員の責務)

会員各社はお互いを尊重し、次の事項を守ることの責務を負うものとする

- 1) HP、新聞発表など対外的に発信する情報は事実を正しく反映したものにすること
- 2) 当協会で定める用語を使用する場合、当協会の定める定義に従って、対外的な発信を行うこと
- 3) 当協会が定める規約を遵守すること
- 4) 他の会員を尊重し、誹謗中傷する行為を行わないこと
- 5) 会員相互の技術レベルの向上を目的として、出来る限りの情報開示を行うものとする
- 6) 会員各社のHPから協会HPへリンクを貼ること
- 7) インサイダー情報と成り得る情報の公開は行わないこと
- 8) 公正かつ自由な市場競争を維持するため、独占禁止法を始めとする法令を遵守し、反社会的な行為を行わないこと
- 9) 暴力団排除条例の規定を遵守すること

第9条 (入会金及び会費)

会員は、別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第10条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員は、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 4) 1年以上会費を滞納したとき。
- 5) 除名されたとき。
- 6) 本会の活動に支障をきたす行為を行ったとき

第11条 (退会)

会員は、別に定める退会届を理事会に提出し、理事会の議決を経ることにより退会することができる。

第12条 (除名)

会員が次の各号のうち一つでも該当するときは、理事会において3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 第8条 (会員の責務) に違反した場合
- (2) 第7条 (入会規則) に違反した場合。
- (3) 本会の名誉を毀損、又は法令違反、反社会的行為等本会の目的に反する行為を行ったとき。

なお、前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第13条（抛出金品の不返還）

すでに納められた入会金、会費その他の抛出金品は、年度途中の退会・除名においても返還しない。

第3章 役員

第14条（役員の種類及び選任）

1. 本会に次の役員を置く。
理事5名以上10名以内
2. 理事のうち会長を1名とする。
3. 理事のうち常任理事は5名以内とする。なお、常任理事は協会設立に携わった5社（アドバンスデザイン株式会社、株式会社アラジン、株式会社くまなんピーシーネット、株式会社データサルベージコーポレーション、株式会社ワイ・イー・データ）から選任されるものとする。
3. 常任理事以外の理事は、総会においてこれを選任する。
4. 会長は、本会に相応しい経験者または事業主に限定し理事の互選により定める。
5. 理事が、会員代表者でなくなったときは、第3項の規定にかかわらず、当該会員から第7条の規定に基づき届け出のあった会員代表者をもって、理事会の同意を得て、後任の理事を選任するものとする。

第15条（役員任期）

1. 理事の任期は1年とし、1年毎に新たな理事を決定するものとする。
2. 理事は、理事会により会員（会員代表者とする）の中から選任するものとし、再選を妨げない。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

但し、任期内であっても、会員各社および個人の事情によりデータ復旧事業に関わりをもてなくなった場合はその限りではない。その場合は、当該会員会社は別の理事を任命しなければならない。

第16条（理事会の招集）

理事会は、会長もしくは常任理事が招集する。

理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面（メール）により、開会の日の30日前までに理事に通知しなければ

ならない。但し、緊急を要する場合、その他の手段により招集することができる。

第17条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長もしくは常任理事がこれに当たる。

第18条（理事会の定足数）

理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。なお、理事の会社の役員・正社員であれば、オブザーバーとして理事会に同席することができるものとする。

第19条（理事会の議決）

理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決するところによる。

第20条（理事会における書面表決）

やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
前項の場合における前2条の規定の適用については、当該理事は、出席したものとみなす。

第21条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない、

- (1) 理事会開催の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び当該理事氏名（書面表決により出席とされた理事については、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 事務局

第22条（設置等）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が任命する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第23条（事務局の業務内容）

1. 経理処理
2. 理事会の議事録作成
3. 外部からの質問に対する回答
4. ホームページの改変、更新（デザイン変更は除く）
5. その他理事会が必要と認めたもの

第8章 会則の変更及び解散

第24条（会則の変更）

会則の変更は理事全員の賛成により行われるものとする。

第25条（解散）

本会は、次の事由により解散する。

1. 目的とする事業が完了したとき。
2. 目的とする事業の継続が不可能となったとき。
3. 理事会にて理事の3分の2以上の同意により、解散が決議されたとき。

第9章 雑則

第26条（委任）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この会則は、本会設立の日から施行する。
2. 本会は会則第9条項の規定に基づき、会員の会費規定を次のとおり定める。

＜正会員の入会金＞

正会員の入会金は50,000円とする。

入会金の納入は入会月の末日までに納入するものとする。

＜正会員の年会費＞

正会員の年会費は100,000円とする。なお、理事の年会費は300,000円とする。

また、会費は年2回(2月・8月)の分納とする。
年度の中途に入会する会員の会費は、8月末日までに入会した場合は全額とし、それ以降に入会した場合の会費は半額とする。また、納入は入会月の末日までに納入するものとする。

<特別会員の入会金、年会費>
特別会員の入会金、年会費は、免除する。